三　核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和三十二年政令第三百二十四号）

四　放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行令（昭和三十五年政令第二百五十九号）

五　武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成十六年政令第二百七十五号）

第二十六条の二の表第四十一条第二項、第四十一条の二第一項並びに第四十一条の十四第一項及び第二項の項中「第三十三条の二第一項」を「第三十三条の三第一項」に改める。

第三十一条第一項の表の十の項中「第三十三条の二第一項」を「第三十三条の三第一項」に改め、同表の十一の項中「第三十三条の二第二項」を「第三十三条の三第二項」に改める。

附　則

この政令は、原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（平成三十年四月一日）から施行する。

環境大臣　中川　雅治
内閣総理大臣　安倍　晋三

防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十九年十二月十五日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第三百七号

防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）第十一条の三第一項及び第二十七条の四第一項並びに同法第十四条第二項において準用する一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第十条の三第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（昭和二十七年政令第三百六十八号）の一部を次のように改正する。

第二十四条第五号中「第三号の」を「第三号に」に、「百分の八十」を「百分の八十五」に、「百分の九十」を「百分の九十五」に改める。

別表第四の一種の項中「一一六、九〇〇円」を「一一七、〇〇〇円」に改める。

別表第四の二の一等陸尉、一等海尉又は一等空尉の項中「二〇、三〇〇円」を「二一、二〇〇円」に、「一五、四〇〇円」を「一六、三〇〇円」に改め、同表の二等陸尉以下准陸尉以上、二等海尉以下准海尉以上又は二等空尉以下准空尉以上の項中「一六、〇〇〇円」を「一六、九〇〇円」に、「一四、二〇〇円」を「一五、一〇〇円」に改め、同表の陸曹長以下二等陸曹以上、海曹長以下二等海曹以上又は空曹長以下二等空曹以上の項中「七、七〇〇円」を「八、三〇〇円」に、「七、五〇〇円」を「八、一〇〇円」に改め、同表の三等陸曹以下、三等海曹以下又は三等空曹以下の項中「六、三〇〇円」を「六、九〇〇円」に改める。

附　則

この政令は、公布の日から施行し、この政令による改正後の別表第四及び別表第四の二の規定は、平成二十九年四月一日から適用する。

防衛大臣臨時代理
国務大臣　菅　義偉
内閣総理大臣　安倍　晋三

最高裁規則

○最高裁判所規則第五号

裁判官の報酬以外の給与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十九年十二月十五日

最高裁判所

裁判官の報酬以外の給与に関する規則の一部を改正する規則

第一条　裁判官の報酬以外の給与に関する規則（平成二十九年最高裁判所規則第一号）の一部を次のように改正する。

第十二条第二項中「百分の百七十」を「百分の百七十五」に改める。

第二条　裁判官の報酬以外の給与に関する規則の一部を次のように改正する。

第十二条第二項中「百分の百五十五」を「百分の百五十七・五」に、「百分の百七十五」を「百分の百七十二・五」に改める。

附　則

（施行期日等）

1　この規則は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、平成三十年四月一日から施行する。

2　第一条の規定による改正後の裁判官の報酬以外の給与に関する規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、平成二十九年十二月以後に支給する期末手当について適用する。

（期末手当の内払）

3　改正後の規則の規定を適用する場合には、第一条の規定による改正前の裁判官の報酬以外の給与に関する規則の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の規則の規定による期末手当の内払とみなす。

最高裁判所長官　寺田　逸郎

省　令

○防衛省令第十四号

防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十九年法律第八十六号）附則第二条の規定に基づき、防衛省の職員の俸給の切替えに関する省令を次のように定める。

平成二十九年十二月十五日

防衛大臣臨時代理
国務大臣　菅　義偉

防衛省の職員の俸給の切替えに関する省令

平成二十九年四月一日（以下「切替日」という。）の前日において防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）第五条第四項又は第五項の規定によりその者の属する階級（同条第四項に規定する階級をいう。以下同じ。）における最高の号俸を超える俸給月額を受けていた医師又は歯科医師である自衛官の防衛省令で定める切替日における俸給月額は、次の式により算定した額とする。

切替日におけるその者の属する階級における最高の号俸による額とその直近下位の号俸による額との差額×$\frac{\text{その者の切替日の前日におけるその者の属する階級における最高の号俸による額とその直近下位の号俸による額との差額}}{\text{切替日の前日におけるその者の属する階級における最高の号俸による額}}$＋切替日におけるその者の属する階級における最高の号俸による額

附　則

この省令は、公布の日から施行し、平成二十九年四月一日から適用する。